

定 款

中日本興業株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、中日本興業株式会社と称し、英文では Nakanihon KOGYO CO., Ltd. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 映画演劇その他各種の興行
2. 映画の売買および賃貸借
3. 料理割烹飲食および煙草雑貨売店の直営
4. 書籍雑誌の出版および販売
5. 結婚式場の直営
6. 飲食店の経営およびそのフランチャイズチェーン加盟店の募集ならびに指導業務
7. 浴場施設の経営およびそのフランチャイズチェーン加盟店の募集ならびに指導業務
8. 理容店・美容院・エステティックサロン・アロマテラピー店のフランチャイズチェーン加盟店の募集ならびに指導業務
9. マッサージ業および整体業
10. 食品の販売
11. 菓子類および飲料水の販売
12. 日用品雑貨の販売
13. 建築および家具調度品の設計施工
14. 展示装飾および看板の製作
15. とび・土木・コンクリート工事業
16. ホームリメイクの設計、施工、監理などの工事業
17. ホームリメイクに付帯する電気、ガス、水道に関する工事業
18. ホームリメイクに付帯する機器の卸売および小売
19. ホームリメイク工事業の代理店の募集および代理店の指導業務
20. 新聞広告および一般広告代理業務
21. 書籍、雑誌、文房具、事務用品、玩具、コンピュータおよび同周辺機器の販売ならびに賃貸
22. 映像ソフト、音楽ソフト、ゲームソフト等の音響・映像媒体商品およびその再生機器の販売ならびに賃貸
23. 古物売買ならびにその受託販売
24. 不動産の売買および賃貸借、管理、保有ならびに運用
25. 経営上必要と認める投資
26. 前各号に付帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条 (公 告)

当社の公告は、名古屋市において発行する中部経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、200 万株とする。

第 6 条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。

第11条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定時株主総会は毎事業年度末後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長または取締役社長が招集する。取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役会長または取締役社長が議長となる。取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第14条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第15条（決議方法）

株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録する。

第17条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当社の取締役は、8名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（相談役、顧問）

取締役会の決議をもって相談役を推薦し、または顧問を委嘱することができる。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 3 1 条（監査役および監査役会の設置）

当社は監査役および監査役会を置く。

第 3 2 条（監査役の員数）

当社の監査役は、3名以内とする。

第 3 3 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 3 4 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 3 5 条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 3 6 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 3 7 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 3 8 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 3 9 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第41条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第42条（会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第44条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第46条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第47条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

第48条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第49条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条

この定款は、昭和 29 年 7 月 23 日に制定する。

昭和 29 年 11 月 25 日一部変更

昭和 30 年 5 月 28 日一部変更

昭和 31 年 5 月 29 日一部変更

昭和 34 年 5 月 28 日一部変更

昭和 34 年 11 月 28 日一部変更

昭和 41 年 11 月 25 日一部変更

昭和 50 年 5 月 30 日一部変更

昭和 57 年 6 月 29 日一部変更

昭和 60 年 6 月 27 日一部変更

平成 3 年 6 月 26 日一部変更

平成 6 年 6 月 28 日一部変更

平成 11 年 6 月 25 日一部変更

平成 14 年 6 月 26 日一部変更

平成 15 年 6 月 26 日一部変更

平成 16 年 6 月 25 日一部変更

平成 18 年 6 月 27 日一部変更

平成 21 年 6 月 24 日一部変更

平成 25 年 6 月 25 日一部変更

令和 4 年 6 月 22 日一部変更